押印の見直し結果について

総 務 部

1 押印の見直し結果

- (1) 押印を要する手続のうち例規に規定があるものは約2,300件あり、これらのうち、市に対する手続は約1,100件あった。
- (2) 市に対する手続約1,100件のうち、6割超に当たる約700件について、令和3年10月1日付けで押印を廃止する。
- (3) 既に押印を廃止した約100件を含めると、廃止率は約7割となる。

2 押印を廃止しない主な手続

- (1) 押印見直し方針で、当面の間、押印を存続させることとしたもの
 - ア 請求書
 - イ 委任状など第三者の同意、承諾、証明等に関するもの
 - ウ 登記・登録印を求めるもの
 - エ 市から発出する行政文書に対する公印
 - オ 受付印など事務処理に用いる印
- (2) 上記に準じて押印を存続させることとしたもの 指定管理者の印
- (3) 押印見直し以外の改正等が予定されているもの